

「第２次広島市消費生活基本計画」消費者施策　達成目標の進捗状況						
資料４						
達成目標	対応する 個別施策	平成３０年度 (年度末時点の実績)	平成３１年度 (年度末時点の実績)	令和２年度 (年度末時点の実績)	令和３年度 (年度末時点の実績)	令和４年度 (年度末時点の実績)
◆悪質事業者の行政指導に向け、国・県との連携を強化する	No.44～ 49	●広島県による行政指導　６件 （うち１件は県・市の情報共有に基づく事案）、行政処分　２件（うち１件は県・市の情報共有に基づく事案） ●事業者からの事情聴取　７２件	●広島県による行政指導　５件 （うち２件は県・市の情報共有に基づく事案）、行政処分　０件	●広島県による行政指導　４件 （うち３件は県・市の情報共有に基づく事案）、行政処分　１件（県・市の情報共有に基づく事案） ●事業者からの事情聴取　３５件	—	—
◆消費者安全確保地域協議会を設置し、消費者被害防止のための地域連携ネットワークを確立する	No.52～ 61	●広島市消費生活審議会に消費者安全確保部会を設置し、「消費者安全確保地域協議会」として位置付けた。 ●消費者安全確保部会の構成団体へ高齢者等の消費者被害に関する情報をメール配信した。	●広島市消費生活審議会消費者安全確保部会において、地域の見守り実践マニュアルについて検討した。 ●消費者安全確保部会の構成団体へ高齢者等の消費者被害に関する情報をメール配信した。	●地域の見守り実践マニュアルとして、「見守り活動者向け高齢者や障害者等の消費者トラブル防止ハンドブック」を作成し、関係団体に配布した。 ●消費者安全確保部会の構成団体へ高齢者等の消費者被害に関する情報をメール配信した。	—	—
◆消費生活サポーターを増やす （目標設定時　４６人）	No.62	９２人	１０９人	１０８人	—	—
◆消費生活協力団体を増やす （目標設定時　０団体）	No.63～ 65	１１１団体	１３１団体	１３１団体	—	—
◆相談員全員を国家資格の有資格者（一定の要件を満たし合格者とみなされる者を含む。）とする （目標設定時　全員有資格者）	No.76～ 80	１２人中１１人が国家資格の有資格者である。	１２人中１１人が国家資格の有資格者である。	１２人中１１人が国家資格の有資格者である。	—	—
◆消費生活相談の相談員によるあっせん解決率を９０％以上とする （目標設定時　９０．６％）	No.83～ 84	８９．０％	８９．４％	９０．８％	—	—
◆市民アンケートで消費生活センターの認知度を８０％以上とする （目標設定時　６２．１％）	No.91～ 97	— （市民アンケート実施なし）	７７．８％	— （市民アンケート実施なし）	—	—
◆学校における消費者教育のための教材の提供、授業モデルの提案を行う	No.110～ 119	●小・中・高等学校へ啓発チラシ・パンフレットを配布するとともに、「子どもサポート通信」を４回メール配信した。	●小・中・高等学校へ啓発チラシ・パンフレットを配布するとともに、「消費者教育情報」を７回メール配信した。	●小・中・高等学校へ啓発チラシ・パンフレットを配布するとともに、「消費者教育情報」を７回メール配信した。	—	—
◆消費者教育コーディネーターの学校訪問等により全市立学校における消費者教育を推進する	No.110～ 119	●市立学校における出前講座（１５回開催、受講者数１，０８１人） ●小・高等学校の教員３名を消費者教育研修会に派遣した。	●市立学校における出前講座（２１回開催、受講者数１，０１５人） ●小・高等学校の教員３名を消費者教育研修会に派遣した。	●市立学校における出前講座（３１回開催、受講者数１，１５４人） ●消費者教育コーディネーター１名を消費者教育講座に派遣した。	—	—
◆高齢者の出前講座への参加を増やす （目標設定時　４０回　１，２２６人）	No.123～ 134	●高齢者の出前講座の受講実績 ５１回　２，１３２人	●高齢者の出前講座の受講実績 ６９回　１，７０９人	●高齢者の出前講座の受講実績 ２５回　６７２人	—	—
◆市民アンケートで倫理的消費行動実施者を９０％以上とする （目標設定時　８４．１％）	No.137～ 142	— （市民アンケート実施なし）	８９．４％	８４．６％	—	—

※　数値目標がない達成目標については、対応する個別施策のうち、主な施策の取組内容を記載

※　目標設定時は平成２８年度時の実績数値を記載